

陳情番号	93	付議年月日	7.12.3
件名	付託委員会での請願や陳情の審査方法の改善を求める陳情		
付議委員会		陳情者	
議会運営委員会	横浜市中区不老町1-5-11 全日本年金者組合神奈川県本部 委員長 伍 淑子		

【陳情の要旨】

神奈川県議会に提出された請願や陳情の審査について、付託委員会では一定の時間を確保して丁寧な審査を行うとともに、各会派は理由を付して態度表明を行うなど、審査方法の改善を求めます。

【陳情の理由】

年金者組合神奈川県本部では5項目の請願事項からなる「難聴対策の充実及び意見書の提出を求める請願」を、4,475筆の署名とともに2025年9月18日に神奈川県議会に提出し、10月7日の厚生常任委員会で審査されることになりました。

この委員会には請願2件と陳情3件が付託されていましたが、午前中は補正予算案など議案が審議され、午後は各会派の団会議終了後17時近くに再開され、計5件の請願や陳情の審査は最後の5分程度とも思える大変短い時間でした。委員長が各会派の態度表明を受けて集約し、「採択」「不採択」「継続」など審査結果を確認するだけで、委員会では請願や陳情の内容についての説明はなく、質疑も一切ありませんでした。

また、当方提出の請願は不採択となつたため、後日議事課にその理由を聞きましたが、「議事課では把握していないので、各会派に聞いて欲しい」との回答でした。内容に不備な箇所や事実誤認等があったのか、当方の認識や見解に誤りがあるのか、趣旨は賛同できても予算の確保が難しいなど実現の可能性がないと判断されたのか、逆に実現する可能性が高く採択する必要がないので不採択となつたのか、不採択の理由が分からなければ私たちも今後の取り組みに生かせません。

今後請願や陳情を出す時には、前回の請願への各会派の意見が明示されて不採択の理由が残されていれば、請願内容を前回よりも改善することが出来ると思います。

神奈川県議会のホームページの「神奈川県議会請願・陳情」欄では、「請願・陳情は皆様の権利です。県政について、要望や意見等があるときは、どなたでも請願書や陳情書を県議会に提出できます」とありますが、県民の権利の執行はまだ不十分だと思います。

より県民に身近な議会となるよう改善していただく上でも、請願や陳情の審査において事務的な対応ではなく、十分な質疑時間を確保いただき、各会派は賛否の理由を述べて態度表明をしていただくなど、審査のあり方を改善すべきと思います。